



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月2日

第671号

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則(県民活動生活課) 1
※滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(県民活動生活課) 1

○ 公 告

- 令和7年二級建築士試験合格者公告(建築課) 2
令和7年木造建築士試験合格者公告(建築課) 3

○ 公 安 委 員 会 公 告

- 技能講習開催公告(生活安全企画課) 3

○ 雜 報

- 随意契約の相手方決定の公告 5

規 則

滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月2日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第62号

滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和2年滋賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号ただし書中「国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または」を削り、「書類もしくは」を「書類または」に、「()」のうちからいづれか」を「()」に改め、同条第2号中「法定代理人」の右に「または本人の委任による代理人」を、「戸籍謄本」の右に「、委任状」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月2日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第63号

滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則(令和5年滋賀県規則第38号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「

□運転免許証	□個人番号カード
□健康保険の被保険者証	□その他()

」
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。」

「

□運転免許証	□個人番号カード
□その他()	

」
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(開示請求をに改め、同様式注2中

する日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。」

「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。」を削る。

別記様式第2号注2および別記様式第3号注2中「個人番号カード、健康保険の被保険者証等」を「個人番号カード等」に改める。

別記様式第13号中

「運転免許証 個人番号カード
健康保険の被保険者証 その他 ()
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。」

を

別記様式第22号中

「運転免許証 個人番号カード
その他 ()
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。」

に改め、同様式注2中

「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。」を削る。

別記様式第22号中

「運転免許証 個人番号カード
健康保険の被保険者証 その他 ()
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。」

を

別記様式第22号中

「運転免許証 個人番号カード
その他 ()
※ 郵送による請求の場合は、本人確認書類の写しに住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を添えて送付してください。」

に改め、同様式注2中

「また、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号は見えないように塗りつぶしてください。」を削る。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県知事の保有する個人情報の保護に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

公 告

令和7年二級建築士試験合格者公告

令和7年二級建築士試験に合格した者は、次のとおりである。

令和7年12月2日

滋賀県知事 三日月大造

5A-10042Y	5A-10063Y	5A-10084Y	5A-10179N	5A-10231Y	5A-10233L	5A-10254L
5A-10264P	5A-10284N	5A-10288K	5A-10310L	5A-10331L	5A-10383P	5A-10384R
5A-10389N	5A-10403N	5A-10405R	5A-10433R	5A-10454R	5A-10465M	5A-10482R
5A-10516P	5A-10536N	5A-10564N	5A-10566R	5A-10567Y	5A-10613N	5A-10634N
5A-10666K	5A-10685R	5A-10706R	5A-10721Y	5A-10732N	5A-10733P	5A-10736K
5A-10810P	5A-10836M	5A-10846R	5A-10881R	5A-10927M	5A-10961L	5A-20052Y
5A-20097M	5A-20106P	5A-20146M	5A-20186K	5A-20238N	5A-20244M	5A-20265M
5A-20268R	5A-20282R	5A-20304Y	5A-20319K	5A-20331R	5A-20345R	5A-20448N

5A-20474L	5A-20507Y	5A-20515K	5A-20518N	5A-20543K	5A-20555R	5A-20564K
5A-20632R	5A-20639R	5A-20674R	5A-20676K	5A-20682Y	5A-20698L	5A-20708P
5A-20713M	5A-20787Y	5A-20790M	5A-20800R	5A-20862P	5A-20895M	5A-20948Y
5A-20968R	5A-20985L					

令和7年木造建築士試験合格者公告

令和7年木造建築士試験に合格した者は、次のとおりである。

令和7年12月2日

滋賀県知事 三日月 大造

5A-30010N	5A-30012R	5A-30107M	5A-30108N	5A-30124R	5A-30136N	5A-30157N
5A-30187R	5A-30189K	5A-30198M	5A-30207P	5A-30223Y	5A-30305P	5A-30320R
5A-30341R	5A-30355R	5A-30380M	5A-30402N	5A-30449L	5A-30480P	5A-30485M
5A-40322P						

公安委員会公告**技能講習開催公告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、獵銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年12月2日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第8条第1項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
 - (1) 獵銃の操作
 - ア 獵銃の保持その他獵銃の基本的な取扱い
 - イ 獵銃の点検
 - ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢および動作
 - (2) 獵銃の射撃 固定標的に対する射撃
 - (3) 技能講習の時間 おおむね3時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第8条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に受講の申込みを行うこと。
- 6 手数料 受講の申込みを行うときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
 - (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、獵銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する獵銃および適合実包10個（適合実包を所持していない場合は、獵銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
 - (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または獵銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
 - (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年1月～3月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	1月23日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	1月9日(金)
2	1月30日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	1月16日(金)
3	2月20日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	2月6日(金)
4	2月27日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	2月13日(金)
5	3月13日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	2月27日(金)
6	3月27日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北綜合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	3月13日(金)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、獵銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年12月2日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第7条第1項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 技能講習科目および時間
 - 獵銃の操作
 - ア 獵銃の保持その他獵銃の基本的な取扱い
 - イ 獵銃の点検
 - ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢および動作
 - 獵銃の射撃 飛しようする標的に対する射撃
 - 技能講習の時間 おおむね3時間
- 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第7条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に受講の申込みを行うこと。
- 手数料 受講の申込みを行うときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 注意事項
 - 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
 - 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
 - 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、獵銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する獵銃および適合実包25個（通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、獵銃用火薬類等譲受許可証）

を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または獣銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年1月～3月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	1月22日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	1月8日(木)
2	2月12日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	1月29日(木)
3	3月12日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	2月26日(木)

雑 報

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和7年12月2日

滋賀県総合教育センター所長 太田義人

- 1 隨意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 情報教育機器（搬入、据付け、接続、調整、保守等を含む。）一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合教育センター 野洲市北桜978-95
- 3 隨意契約の相手方を決定した日 令和7年11月6日(木)
- 4 隨意契約の相手方の氏名および住所 NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所 京都営業所長 加納誠 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町101
- 5 隨意契約に係る契約金額 66,547,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

